

別記様式第1号(第四関係)

よこくらひがしちくがっせいかけいかく
横倉東地区活性化計画

栃木県・小山市

平成22年7月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	横倉東地区活性化計画
都道府県名	栃木県
市町村名	小山市
地区名(1)	横倉東
計画期間(2)	平成20年度～平成24年度
目 標 : (3)	<p>横倉東地区に代表する本地域は、田間、雨ヶ谷、塚崎・東野田地区からなり、小山市の東南部に位置し国道50号に接し輸送体制の確立された地域である。本区域は道路が狭く、土水路も多い地域で圃場が点在している状況であり、地域全体での基盤整備が必要とされている。また、本区域では農家戸数が平成17年に637戸、平成22年に652戸と15戸増加しており、農業経営が盛んな地域であるといえるが、本区域でも農業従事者の高齢化・後継者不足の問題が懸念されている。</p> <p>そのため、本地域の基盤整備を行い、農業所得の増加や農業従事者の経営意欲の向上により、安定した農業経営の持続、展開及び地域共同の意識向上を図り、地域内の農家戸数の減少を抑制する。具体的には、平成24年の農家戸数を平成22年の30戸(5%)減にとどめることを目</p>
目標設定の考え方	<p>地区の概要： 本市は、いのち・豊かな心・ゆとりと癒しを育む「水と緑と大地」の素晴らしい自然環境と、古くから連綿と築かれてきた歴史があり、東京圏からわずか60kmの栃木県南部に位置する交通の要衝地である。横倉東地区は、小山市の市街地の東端に隣接した都市的農業地域で、営農形態は米、野菜による複合経営であり、農産物は新国道4号線を経由して東京方面へ出荷されている。</p> <p>現状と課題</p> <p>当地域は、水稻・白菜・とまと・きゅうり・なす・キャベツ・レタス等の生産が盛んで、地域内の道路については幅員が2.0～3.0m程度の土砂道で農業機械の大型化に伴い運搬に支障をきたしており、水路については、土水路が多く安定した水供給が困難な状況であり、維持管理や農作業に多大な労力を費やしている。又、農業従事者の高齢化及び後継者不足が進み地域活力の低下・耕作放棄地の増大等、農家戸数及び定住人口の維持が課題となっている。</p> <p>今後の展開方向等(4)</p> <p>農業従事者の高齢化・後継者不足が進み地域活力が低下する中、農地の保全、または基盤の整備により、農業後継者が積極的に農業に取組める様になるとともに、担い手への農地の集積を推進し、耕作放棄地の解消を目指す。また、地域の特性を活かせるような経営形態、生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上により安定した農業経営の持続・発展を図り、農家人口、総人口の減少を抑制し、当地域の活性化を促進する。</p>

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
小山市	横倉東	基盤整備(農業用道路)	小山市	有	イ	
小山市	田間地区	基盤整備(農業用道路)	小山市	有	イ	H22～H23
小山市	雨ヶ谷地区	基盤整備(農業用排水施設)	小山市	有	イ	H22～H23
小山市	塚崎・東野田	基盤整備(地形図作成)	小山市	有	イ	H22年度
小山市	塚崎・東野田	基盤整備(農用地等集団化)	小山市	有	イ	H22～H23
小山市	塚崎・東野田	経営体育成基盤整備事業	栃木県	無		H24～H29

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

3 活性化計画の区域(1)

横倉東地区(栃木県小山市)

区域面積 (2)

1,470 ha

区域設定の考え方 (3)

法第3条第1号関係:

当該地区の総面積1,470haのうち農地面積は1,075haで7割以上を占め、当該地域における農林漁業従事者の割合は全体で818戸の内652戸であり概ね80%である。

法第3条第2号関係:

農業者の高齢化からみて、地域活性化のためには、基盤整備により生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲を向上させることにより定住化を進めることは必要不可欠な区域である。
農家戸数が平成17年で637戸に対し平成22年で652戸と15戸(2.4%)の農家戸数が増加しているが、今後の高齢化及び担い手不足により、農家戸数の減少が予想されるため、減少を30戸(5%)程度に抑制することを目標とする。

法第3条第3号関係:

区域自体が市街化調整区域なので、市街地を形成している地域は含んでいない

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 ……該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項……該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3) </div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4) </div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5) </div>		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6) </div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7) </div>		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

当該地域の農家戸数は、平成17年637戸から平成22年652戸と15戸(2.4%)増加しているが、農業従事者の高齢化や後継者不足のため農業経営の維持が困難になっている。このため、平成24年の農家戸数を平成22年度比30戸(5%)減の622戸に抑制することを目標とする。その達成状況については農業委員選挙人名簿を基に確認する。また、県としては小山市の評価について妥当性を確認する。その後結果を公表する。